

プロジェクト **のれん及び減損**項目 **企業会計基準委員会及び ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見****本資料の目的**

1. 本資料は、米国財務会計基準審議会（FASB）が公表したコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」（以下「本コメント募集」という。）へのコメントを検討した第 417 回企業会計基準委員会（2019 年 9 月 25 日開催）及び第 90 回 ASAF 対応専門委員会（2019 年 9 月 26 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 417 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**（本コメント募集へのコメント総論）**

2. 質問 4 の償却期間への質問に対する回答において、償却の議論を進めるために償却期間の上限 10 年を明示するという文脈であれば、コメント総論でも触れるべきではないか。

（償却年数について（質問 4））

3. 国際的なコンセンサスを我々の意見に近付けるための手段として、強く意見発信すべきとの目的があるのであれば、償却期間の上限 10 年を明示していくことを受け入れたい。ただし、基準開発の観点で危惧が残るため、日本基準の開発は別との認識であることを確認したい。また、減損のみモデルを主張する方々にとってはより長い償却期間が受け入れやすいかもしれないが、当委員会としては一貫性を失わない範囲で主張を行っていくべきである。
4. 償却期間の上限 10 年を提案する点は償却を支持するためのものとして賛成する。ただ、「10 年を提案する」という締め方は主張のトーンが強いと感じられ、このような表現の強さが必要かを確認したい。
5. 償却期間の上限 10 年の提案の根拠について、列挙されている中で最も根拠が乏しいと思われる我が国の関係者の見解を最初の根拠にするべきではない。
6. のれんの中には償却期間が 10 年超のものが実務で発生することがある。しかし、訪れた意見発信の機会に強く主張を行う観点で 10 年という上限を設けることを支持する。なお、学術ペーパーの参照は、2017 年 6 月 ASAF 会議のペーパーの参照を

そのまま用いているのか。その後の研究結果を確認したのか。

(選択制について(質問 25))

7. 当委員会としては減損テスト付きの償却モデルの方が財務諸表の有用性が高まるという立場であり、減損のみモデルと減損テスト付きの償却モデルの間の選択制の提案は当委員会の主張が一貫しなくなる懸念がある。このため、質問 25 への回答案が、米国会計基準そのものを対象にした意見でないのであれば、本コメント募集に対して回答しないことも考えられる。
8. 仮に国際的な会計基準又は米国会計基準において選択制が認められた場合に、日本基準を選択制にすることは考えにくく、前項の意見に賛成である。仮に選択制を主張する場合でも、「少しでも改善に向かうための現実的なアプローチである」は前回よりも弱い表現ではあるもののまだ強いと感じている。選択制でもよいとのニュアンスにならないように、「例外的には検討し得る」のように制限的にしておく必要がある。

(その他)

9. コメント別紙の質問 3 回答案で、償却は減損のみのアプローチでは対処できない問題に対処するための「実務的で効果的なアプローチ」という点は理解したが、コメント本文の対応箇所では「根本的な改善が必要」と記載されている。買収を重ねる企業でのれんの残高自体があまり変わらないのであれば、根本的な改善に対応するとは言えないと思われ、両者の関係を整理して欲しい。
10. コメント別紙の質問 3 回答案は、減損テストの便益はコストに見合っていないとの問題意識に対してストレートに回答していないように見える。償却についてコストと便益のバランスの面での優位性があることを主張してよいのではないか。

第 90 回 ASAF 対応専門委員会

11. 基本的なコメントの方向性に同意する。親委員会では、償却期間の上限 10 年を主張していくことについて上限を 20 年とする日本基準との整合性を懸念する意見があるが、IFRS 基準においてのれんの償却を勝ち取るために強く主張していくとの目的からは、主張が曖昧にならないように、戦略的に国際的な意見発信と現行の日本基準の取扱いを峻別して考えるべきである。
12. 質問 6 について、「既定の期間を設けた上で、既定の期間以外の償却期間の正当化

審議事項(3)-3

を許容する」との回答案の趣旨は、上限を定めた上でその期間内に償却するという前提の回答であると認識でよいか。その上限を超えた場合にも情報の有用性がコストを正当化するように読めてしまうことを懸念する。

以 上